

動物用医薬品販売業者のみなさまへ

平成30年1月1日から、食用の養殖水産動物に使用する水産用抗菌剤の販売には、水産技術センターが交付する「水産用抗菌剤使用指導書」（以下使用指導書）の写しが必要となります。また、予期せぬ疾病の発生等緊急時は、使用指導書の写しなしに販売することができますが、養殖業者等から提出される「水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書」（以下理由書）が必要です。この場合動物用医薬品販売業者は「水産用抗菌剤使用指導書に関する報告書」（以下報告書）に理由書を添付し、水産技術センターに報告する必要があります。さらに、動物用医薬品販売業者は、使用指導書等関係書類の写しを2年間保存することが必要です。

